

フードバンク活動強化事業委託業務仕様書

1 業務名称

フードバンク活動強化事業委託業務

2 業務目的

本業務は、食品ロス削減を図るとともに、生活困窮者等（子ども食堂、福祉施設など）への食料支援として、新たに事業系未利用食品をフードバンク活動に有効活用するため、食品製造業者の状況・意向調査に加え、事業系未利用食品の生活困窮者等への支援をモデル的に実施し、その成果を普及することにより、フードバンク活動の強化を図ることを目的とする。

3 委託上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月25日（金）までとする。

5 業務内容

事業系未利用食品に係るフードバンク活動を通じて、生活困窮者等への支援をモデル的に実施する等により、フードバンク活動の強化を図る。

（1）食品製造業者未利用食品調査事業

本業務の受託者が、県内の食品製造業者（県と協議の上、50業者程度を選定）を訪問し、食品製造業者の未利用食品（製造工程のロス商品、1/3ルールの返品商品、売れ残り商品など）を調査（発生・処理状況調査及び有効活用に係る意向確認調査）する。 ※訪問先は、事業系食品ロスの多量排出事業者を想定

（2）事業系フードバンク活動モデル的实施・成果普及事業

上記1の意向確認を踏まえつつ、食品製造業者、市町及び生活困窮者支援機関（子ども食堂及び福祉施設など）によるフードバンク活動を東・中・南予3か所でモデル的に実施し、その成果を普及するため、効率的かつ効果的に情報発信を行う。

（3）報告書の作成

（1）～（2）について、調査結果、モデル的实施結果及び成果などを内容とした報告書を作成する。

6 成果物

（1）納品 報告書（印刷物2部、CD-R等に保存した電子データ1枚）

（2）納品先 愛媛県 県民環境部 環境局 循環型社会推進課 計画推進グループ

7 成果品の帰属、著作権の取扱い及び秘密保持

(1) 成果品の帰属

本業務で得られた成果は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 著作権の取扱い

本業務において作成に使用した全ての素材に係る著作権者は、愛媛県とする。

※著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に基づく権利を含める。

(3) 権利関係の処理

- ① 広告物等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。
- ② 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。
- ③ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

8 留意事項

- (1) 事業の遂行にあたっては、県と十分に協議することとし、疑義等が生じた場合は、その都度協議すること。
- (2) 事業の実施にあたってボランティアの協力を得る場合は、安全面を考慮し、傷害保険や対物賠償保険等に加入すること。

9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について、疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上必要と思われるものについては本業務とする。